



2022年6月24日

各 位

会社名 大東港運株式会社  
代表者名 代表取締役社長 曾根好貞  
(スタンダード・コード9367)  
問合せ先 取締役副社長 荻野哲司  
電話番号 03-5476-9701

監査等委員会設置会社への移行に伴う  
「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、本日開催の第73回定時株主総会における決議により、監査等委員会設置会社への移行が承認されたことに伴い、同日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり一部改訂することを決議しましたので、お知らせいたします。なお、改訂後の内容を掲載しております。(改定箇所は下線部)

記

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 「法令遵守規定」における遵守事項(行動基準)並びに「就業規則」において、当社グループの全役職員に法令並びに社内規定等の遵守の徹底を図り、年1回、当社グループに従事する全役職員・臨時雇用者より徴求する「誓約書」において法令等を遵守する旨の誓約を求めるとします。
  - ② 法令並びに社内規定等の遵守状況の検証を行うため「コンプライアンス・リスク委員会」を設け、また上部組織として当社グループ全体を統括するための「コンプライアンス・リスク全社統括委員会」を設けるとします。同委員会での協議内容は定期的に経営会議並びに取締役会に報告することとします。
  - ③ 内部監査室は、「内部監査規定」に基づき業務全般における法令並びに社内規定等の遵守状況、職務の執行手順及び執行状況について当社及び子会社に対して定期的に内部監査を実施し、問題点の把握、改善を要する事項を代表取締役社長に報告することとします。  
また、「輸出入関連業務に係る法令遵守規定」に基づき輸出入関連業務全般における法令並びに社内規定等の遵守状況、職務の執行手順及び執行状況について定期的に監査を実施し、問題点の把握、改善を要する事項を代表取締役社長に報告することとします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「内部情報および内部者取引管理規定」、「情報管理・秘密保持規定」、「文書管理規定」等の社内規定並びに各基準書等に従い、適切に保存及び管理を行うこととします。なお、必要に応じてその運用状況の検証、各規定の見直し等を行うこととします。
  - ② 取締役は、当該情報・文書を常時閲覧できるものとし、検索・閲覧が迅速かつ適切に行われるよう保存管理の整備に努めることとします。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 「コンプライアンス・リスク委員会」において当社グループの全役職員にリスクに対する意識の向上を促し、リスク管理体制の強化に努めます。また各部署長が当委員会の部署委員長として、常に自部署及び各子会社の対応状況を把握し、定期的または必要に応じて開催する当委員会に報告し、対応・改善策を協議し、リスクの早期発見と迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。
  - ② 各部署は「業務分掌規定」及び「職務権限明細表」に基づき付与された権限において、リスクの発生を未然に防ぐ体制とし、万一リスクが顕在化した場合は迅速かつ適切な改善等の対

- 応を行うこととします。ただし、重大なリスクや全社横断的なリスクは各部署長が速やかにコンプライアンス・リスク委員会に報告し、対応・改善策を協議することとします。
- ③ リスクの内在及びリスク管理体制の有効性について内部監査を行います。また、内部監査において発見されたリスクは、コンプライアンス・リスク委員会及び当該部署長並びに監査等委員会に報告され、委員会並びに当該部署は迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。
  - ④ 当社は不測の事態に備え、また危機管理体制の一環として、事業継続を行うため、当社グループを対象とする危機管理マニュアルの作成を行い、当社グループの全役職員に周知することとします。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社取締役会は、定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督するものとします。
  - ② 当社経営会議は、常勤取締役及び常勤監査等委員、執行役員で構成し、毎月2回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、迅速な意思決定、情報の共有化、業務執行状況が把握できる体制を執るものとします。また、意思決定等の重要事項は各部署長に伝達され、各部署長は伝達事項等に基づき各部署の業務を執行するものとします。
  - ③ 職務執行を効率的かつ適正に行うため、当社の基本理念並びに経営方針に則った中期経営計画を策定します。また中期経営計画を具現化するため各子会社を含めた各部署の業績目標値及び予算配分等を設定した単年度計画を策定し、経営会議及び部署長会議において目標の進捗状況を報告することとします。
5. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社並びに当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規定」等の社内規定を整備し、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクの管理に努め、定期的に予防・牽制機能を評価し、不備があれば是正する体制を構築していくものとします。
  - ② 内部監査室は、財務報告に係る内部統制プロセスについて監査を行います。監査において是正・改善を要する事項が発見された場合は、主管部署並びに関係部署が対策を講じることとします。
6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社においては、定時取締役会を3ヶ月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、法令等で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、重要な事象が発生した場合の報告を義務付け、取締役の職務の執行を監督するものとします。
  - ② 子会社の経営については自主性を尊重しつつ、当社から最低1名以上の取締役または監査役を派遣し、当社の経営方針・意思決定事項を伝達するとともに、子会社が適正に運営されていることを確認するものとします。
  - ③ 当社社長及び子会社社長で構成する社長会を年1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催するものとし、子会社社長に当社の経営方針の理解を求めるとともに、当社グループの連携強化を図るものとします。
  - ④ 子会社においても、当社グループの中期経営計画を具現化するため単年度計画を策定し、業績目標値を定め、毎月の業績の進捗状況等を当社経営会議にて報告させるよう義務づけるものとします。
  - ⑤ 子会社は、当社「関係会社管理規定」、「連結財務諸表作成のための関係会社の統一経理規定」及び基準書等に従い、経理業務の基準を当社グループで統一するものとします。また、子会社は毎月当社社長室に財務諸表等を報告し、社長室および経理部では内容の検証を行うこととします。
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項
- ① 社長室、内部監査室、通関総括管理室及び管理部門は、監査等委員会からの要請に応じて監査等委員会の職務を補助するものとします。
  - ② 監査等委員会の職務を補助する事務局には、最低1名以上の使用人を任命するものとします。また、事務局に任命された使用人は、事務局の執務にあたっては最優先で取り組み、監査等

- 委員会の指揮命令に従うこと、また取締役（監査等委員を除く。）及び当該使用人の上司となる使用人は、当該使用人の事務局の執務を妨げないこととします。
- ③ 監査等委員会の職務を補助する事務局に任命される使用人の人事に関しては、監査等委員会と事前協議のうえで行うこととします。
- ④ 内部監査室は、監査等委員会の要請による監査を他の監査に優先して行うものとし、取締役（監査等委員を除く。）及び当該部署の上司となる使用人は、監査等委員会の要請による監査を妨げないこととします。
8. 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ① 監査等委員会は、取締役会、経営会議に出席し重要な検討事項、意思決定の内容を確認することとします。また、常勤監査等委員はコンプライアンス・リスク全社統括委員会等の重要な会議に出席して、当社グループの内部監査、コンプライアンス・リスク等の現状を検討・決定事項の内容を確認するか、会議の内容・結果の報告を受けるものとし、
- ② 当社及び子会社の取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、法令の違反行為、重要事項の発生または当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項が発生した場合は、その内容を直接速やかに監査等委員会へ報告するものとし、
- ③ 当社及び子会社の取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に対して直接報告することによって、報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取り扱いも行わないこととします。
- ④ その他、監査等委員会が必要と認めた事項について、報告を求められたときは当社及び子会社の取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は可及的速やかに適切な報告を行うものとし、
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会と代表取締役は、定期的にはまたは必要に応じて会合を開催し、経営方針その他必要事項について相互理解を深めるものとし、
- ② 内部監査室は、内部監査計画及び監査結果を監査等委員会に報告し、監査の連携強化に努めるものとし、
- ③ 全役職員は、監査等委員会が必要に応じて弁護士・会計監査人等の外部専門家から、監査業務に必要な助言を受ける機会を妨げてはならないものとし、
- ④ 外部専門家への相談に関して、その費用は会社が負担するものとし、前払い又は償還手続きに速やかに応じるものとし、
10. 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 当社及び当社グループは、「法令遵守規定」において社会・政治との適正な関係を保つため「反社会的勢力並びに反社会的勢力と関係のある取引先とは取引を行わず、不当な要求等に屈しない」旨を規定しており、全役職員はこれらとの関係を一切遮断し、不当な要求等に対して毅然とした対応を行うこととします。
- ② 総務部を反社会的勢力の対応を統括する部署とし、情報を集約し一元的に管理するとともに、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた時に適切な助言、協力を得ることができるよう平素より警察、弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ることとします。

以 上